

王子労基協会報

2024年
第256号

(公社) 東基連王子労働基準協会支部

〒114-0022 北区王子本町1-22-3 王子工業会館内

TEL 03-5924-3047 FAX 03-5924-3048



(浮世絵に描かれる北区)

略画王子海老屋の図

(喜多川喜久磨・歌川豊国)

表紙の浮世絵には、王子の料理屋の中でも扇屋とならび名料亭として知られた海老屋の光景が描かれています。飛鳥山が花見の名所となり、王子稻荷社への参詣が盛んになった18世紀以降、飛鳥山から王子稻荷への沿道には多くの料理屋や茶店が軒を並べ、大変な賑わいをみせていました。その中でも海老屋は江戸の料理番付で大関に位する名店でした。

(北区飛鳥山博物館所蔵)

《目次》

《行事予定》

* 目次・行事予定	1
* 巻頭言	2
* 着任のご挨拶	3
* 協会事業報告	4
* 監督署だより	5
* ハローワーク王子よりお知らせ	8
* 地産保だより	11
* 会員事業場紹介	12
* 協会だより・編集後記	13
* 会員企業広告	14

* 6・4	会報第256号発行
* 6・5	全国安全週間説明会 (つつじホール)
	「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る 危険の芽 みんなで築く職場の安全」
* 6・20	会報第257号編集会議 (王子労働基準監督署会議室)
* 7・4	東京安全衛生大会
* 7・5	熱中症予防セミナー (上野、足立荒川支部共催)

巻頭言

「2024 年問題と働き方改革」

王子労働基準協会支部 基準部会長 佐藤 圭太
(東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部)



会員の皆様におかれましては、平素より、東京労働基準協会連合会王子労働基準協会支部の活動に多大なるご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

皆様ご存じのとおり、働き方改革に伴って労働基準法が改正され、2020 年 4 月より中小企業を含むほぼ全ての企業に「時間外労働の上限規制」が適用されました。また、2024 年 4 月からはこれまで適用が猶予されていた建設業、自動車運転業務、医師の業種もそれぞれ上限規制が適用されるようになり、中でもトラックドライバーには、労働時間と休憩時間とを合わせた拘束時間、勤務間のインターバルである休息期間、運転時間などを規制する改善基準告示も適用されることになりました。

以前より、テレビ報道をはじめ様々な媒体では「物流の 2024 年問題」として、トラック事業者、荷主、一般消費者それぞれに大きな影響が出てくると予想されておりました。特にテレビ報道等においては、トラックドライバーの労働条件改善という側面より、物流コストの上昇や人手不足による配達の遅延など、一般消費者の生活面への影響に関するものが多かったと記憶しております。

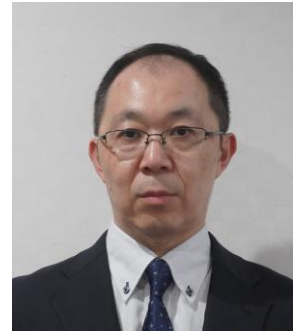
本来の趣旨である「働き方改革」の視点で言えば、上限規制適用後にはドライバーのワークライフバランス向上に繋がることは想像に難しくありません。しかしながら、これまで規制の無かった時間外労働による割増賃金を得ていた一部のドライバーにとっては「収入減」という大きな影響を受けることになります。そうしたドライバーの中には自らの健康面の改善より、高い賃金を支払ってくれる事業者の下で働くこと優先する方もいるでしょうし、事業者側も離職を抑えるためには賃金を上げざるを得なくなる場面も出てくるかもしれません。

加えて危惧されることは、適正な労働時間で雇用する事業者にはドライバーが集まらなくなり事業運営に支障をきたす一方で、上限規制を無視するかわりに高い賃金で積極的にドライバーを集める事業者が出てくる可能性も否定できません。

もしそういった流れが蔓延ることになれば、なんの為の、誰のための「働き方改革」なのかとなってしまいます。大きな変化のタイミングにおいては事業者にとっても様々な苦労や不安があると思います。また、事業者だけでなく、そこで働く労働者も含め、本改正の意味をしっかりと理解し運用していくことが今後も求められることになるのではないのでしょうか。

着任のご挨拶

王子労働基準監督署長 高橋 英雄



公益社団法人東京労働基準協会連合会王子労働基準協会支部並びに会員事業場の皆様には、日頃より労働基準行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度4月1日付人事異動により、王子労働基準監督署長に着任いたしました高橋英雄(たかはし ひでお)と申します。

これまで東京労働局内では5つの労働基準監督署で勤務してまいりましたが、王子労働基準監督署での勤務は今回が初めてとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

令和2年1月から始まった新型コロナウイルス感染症は、昨年5月にインフルエンザ相当の第5類へ移行となり、以降、社会・経済活動も「コロナ禍前」の様相を取り戻しつつあるところでございます。

令和6年度の東京労働局は、「安心して働き活躍できる TOKYOへ」をキャッチフレーズに、

- ① 最低賃金・賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等
- ② リ・スキリング、労働移動の円滑化の推進
- ③ 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり
- ④ 労働保険制度の適正な運営

を重点施策としており、これを踏まえ、当署におきましては、

- ① 改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業及び令和6年度に時間外労働の上限規制適用開始業務等の事業場に対する支援を含めた一般労働条件確保・改善
- ③ 死亡災害等の撲滅及び労働災害の発生状況に応じた労働災害防止
- ④ 化学物質、石綿による健康障害防止
- ⑤ 迅速かつ公正な労災保険の給付

を重点として取組みを実施することとしております。

働き方改革の動きとしましては、本年4月1日より、これまで適用が猶予されていた建設業や自動車運転者等についても時間外労働の上限規制が適用となっており、引き続き、民間工事発注者や荷主等の関係する業界全体に対する総合的な対策を実施し、長時間労働の抑制に向け取り組むこととしております。

また、改正労働基準法などの周知並びに支援等のため、「労働時間・相談支援班」による訪問支援等を引き続き実施してまいるほか、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、監督指導を実施してまいります。

さらに、令和5年の災害発生状況をみると、1名の死亡災害が発生し、休業4日以上死傷災害は222件でありました。本年は第14次東京労働局労働災害防止計画の2年目となります、当署の14次防計画の目標である「死亡災害ゼロ、コロナリ患者を除く休業4日以上死傷災害を194件以下とする」を達成させるため、全力で取り組んでまいる所存です。

王子労働基準監督署は、職員が一体となって、様々な課題に取り組むとともに、行政サービスの向上にも努めてまいります。王子労働基準協会支部並びに会員事業場の皆様にはこれまでと変わらぬご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、王子労働基準協会支部の益々のご発展と会員事業場の皆様のご健勝を心より祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

令和6年度定期総会開催される



高坂支部長

令和6年5月23日、令和6年度支部定期総会が北とぴあスカイホールにて開催され、全議案（6議案）が無事承認されました。

総会冒頭高坂支部長の挨拶があり、次に支部会則15条の規定により、高坂支部長が議長となり議案の審議に入りました。議事進行に先立ち、書記には田中事務局長が議長より指名され、支部会則15条に基づく総会成立の条件が満たされている旨、議長より報告されました。議案審議は第1号議案令和5年度事業報告及び第2号議案令和5年度収支決算報告について、議長より一括審議が提案され、第1号議案、総務部会について外山副支部長（城北信用金庫）、基準部会について佐藤副支部長（東日本旅客鉄道(株)首都圏本部）、安全部会について岡本副支部長（㈱リーブルテック）、衛生部会・健康づくり研究会はについて穂積副支部長（日本化薬(株)）より報告があり、第2号議案は、外山副支部長から報告されました。平井会計幹事（ミドリ安全(株)）より、第2号議案について監査結果が適正であるとの報告がされた後、第1号議案、第2号議案について、審議の結果、質問、異議なく、2議案とも拍手で承認されました。

王子労働基準監督署
高橋署長様

定期総会光景

建災防労働災害防止
協会東京支部北分会
越野分会長様議事終了後挨拶する
外山新支部長

続いて第3号議案令和6年度事業計画（案）、第4号議案令和6年度収支予算（案）は関連性のあることから、議長より一括審議が提案され、外山副支部長より第3号議案、第4号議案が報告、説明された後、審議の結果、質問、異議なく2議案とも拍手で承認されました。第5号議案では立候補のあった2会員事業場が代議員として選出されました。第6号議案は事務局より作成・提案された役員改選案が審議の結果拍手で承認されました。本改選案により、高坂支部長が退任、外山副支部長が支部長に就任することとなりました。

議案審議が終了した後、今総会で選任された外山新支部長の挨拶の後、ご来賓の王子労働基準監督署 高橋署長様よりご祝辞を頂き会議は終了しました。意見交換会では新・旧両支部長の挨拶があり、穂積副支部長の音頭で乾杯、ご来賓の建災防東京支部北分会越野分会長様、(公社) 東基連古賀常務理事様、王子労働基準監督署横山副署長様のご祝辞があり、佐藤副支部長の中締めで散会となりました。

監督署だより

I 令和6年度 東京労働局行政運営方針が策定されました。

◎スローガンは、「安心して働き活躍できる TOKYO へ」です。

主な重点施策は、

- 1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等
 - ・最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援
 - ・雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正規化促進
- 2 リ・スキリング、労働移動の円滑化の推進
 - ・リ・スキリングによる能力向上支援
 - ・成長分野等への労働移動の円滑化
 - ・人手不足下における中小企業等に対する人材確保の支援
- 3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり
 - ・フリーランスの就業環境の整備
 - ・仕事と育児・介護の両立支援
 - ・ハラスメント防止対策
 - ・女性活躍推進のための支援
 - ・安全で健康に働くことができる職場環境づくり
 - ・多様な働き方、働き方・休み方改革
 - ・多様な人材の就労・社会参加の促進
 - ・就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援
- 4 労働保険制度の適正な運営
 - ・労働保険の適用徴収
 - ・労働保険料の申告・納付の促進
 - ・労働保険の末手続事業一掃対策の推進

であり、それぞれの課題や制度促進に向けて取り組んでまいります。

II 令和6年度「労働保険年度更新」

～申告・納付は6月3日から7月10日です～

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算します。その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われた賃金（通勤手当、賞与も含まれます）の総額に、事業の種類ごとに定める労災保険率、雇用保険料率を乗じて算定します。

新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。

年度更新の手続きは、

6月3日から7月10日まで（※5月中の受付は出来ませんのでご注意ください）
の間に行ってください。

●労働保険料率

令和6年度から労災保険率、労務費率及び第2種特別加入保険料率が変更となっていますのでご注意ください。令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします

なお、雇用保険料率の変更はありません。

●相談・受理コーナー会場

令和6年7月3日(水)～令和6年7月10日(水)

9時15分～16時15分(土・日 閉庁)

北区赤羽2-8-5 王子労働基準監督署 1階会議室

④ 監督署窓口は混雑が予想されますので、できるだけ郵送での提出をお願いします。

また、電子申請による提出も可能ですので、ぜひご活用下さい。

●問い合わせ先

年度更新

労災保険について・・・王子労働基準監督署 労災課

☎03-6679-0226

雇用保険について・・・ハローワーク王子 雇用保険課

☎03-5390-8609

☆労働保険料の口座振替

労働保険料は口座振替が便利です。

保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されること、保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができること等のメリットがあります。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください。

Ⅲ 着任のご挨拶

王子労働基準監督署の副署長に着任しました横山高志と申します。

東京労働基準協会連合会王子労働基準協会支部並びに会員事業場の皆様におかれまして、日頃より当署の進める労働基準行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和6年4月1日付けで王子労働基準監督署に着任いたしました。

労働行政において、東京都内の数か所の監督署での勤務の経験はありますが、王子労働基準監督署での勤務は初めてとなります。まずは管内情勢の把握に努めるとともに、皆様方のお力になれるよう精進してまいりますのでよろしくお願いいたします。

令和6年度は、前項でご挨拶させていただいたとおり高橋が署長として新たに着任いたしました。さらに第一方面主任監督官の江添、第二方面主任監督官の畠中、安全専門官の八尾、労災課長の成島、補償課長の山吹と多くの職員が新たに着任いたしました。

令和6年度も、新体制の下で行政機関としてもあらゆる手立てを迅速かつ的確に行い、皆様と一緒に処々の改善に向けて取り組む所存です。王子労働基準協会のご発展と会員皆様のご健勝を祈念し、着任の挨拶とさせていただきます。

Ⅳ 王子労働基準監督署の令和6年度新体制

署	長	高橋	英雄(着任)
副 署	長	横山	高志(着任)
第一方面主任監督官	江添	昌幸(着任)	
第二方面主任監督官	畠中	俊明(着任)	
第三方面主任監督官	武田	亜希子(留任)	
安全専門官	八尾	裕光(着任)	
労 災 課 長	成島	進(着任)	
補 償 課 長	山吹	恵美(着任)	
労 災 認 定 調 査 官	中島	充(留任)	

令和6年度もどうぞよろしくお願いいたします。

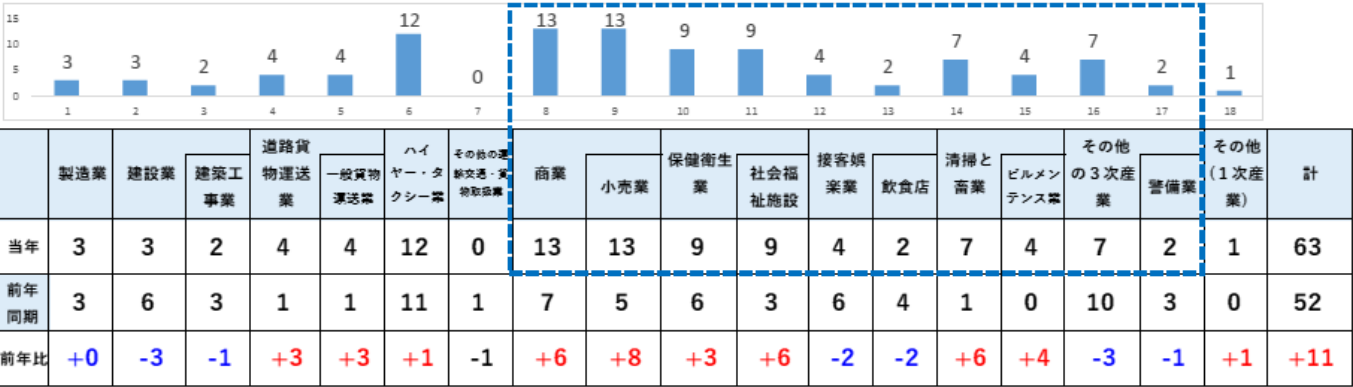
王子労働基準監督署管内の労働災害発生状況

(新型コロナウイルス罹患を除く)

令和6年1月～(令和6年4月末速報値)

業種別

3次産業 40 件



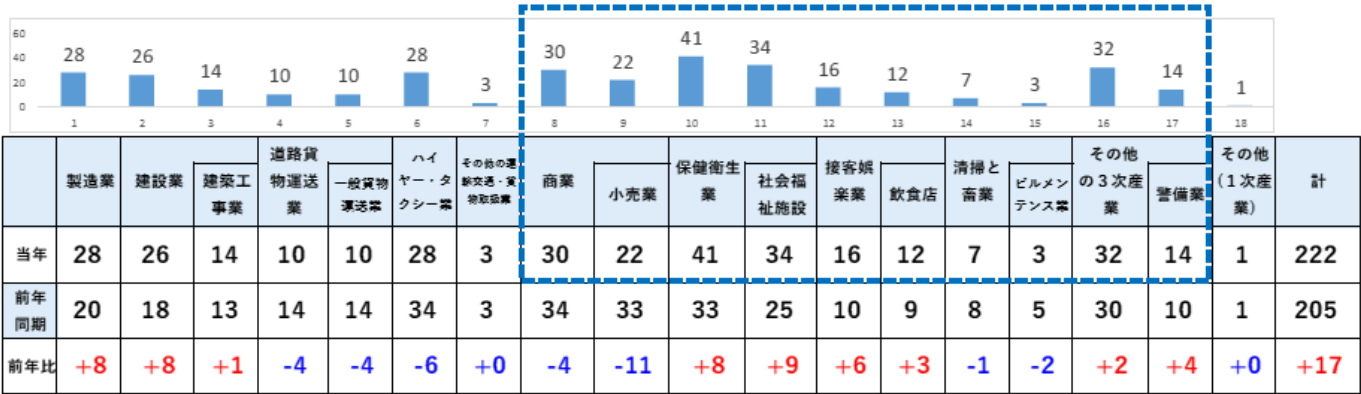
(注)「陸上貨物運送事業」は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値

- ・死亡災害は発生していません。
- ・労働災害発生件数は前年同期と比べ11件増加しています。
- ・業種別では商業（小売業）が13件で最も多く発生しています。

令和5年1月～12月(速報値)

業種別

3次産業 126 件



(注)「陸上貨物運送事業」は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値

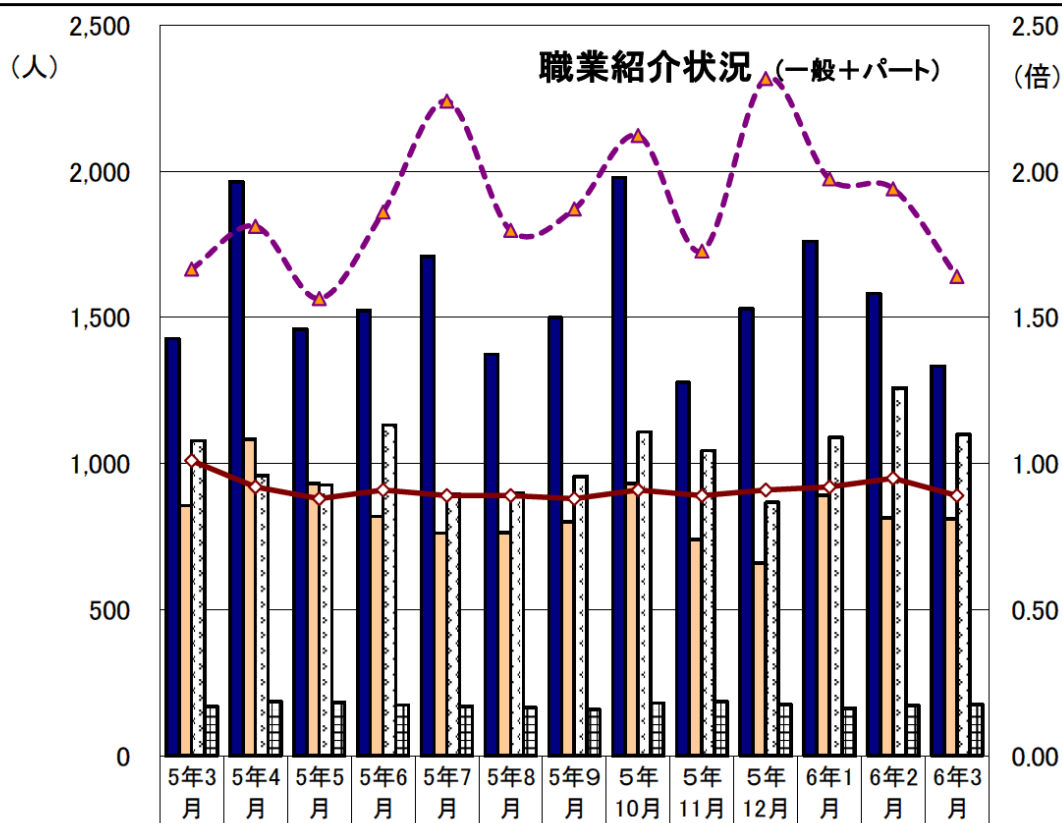
- ・死亡災害は、建設業（建築工事業）で1件発生しています。
- ・労働災害発生件数は前年同期と比べ17件増加しています。
- ・業種別では保健衛生業が41件で最も多く発生しています。

令和6年3月

ハロワーク王子 月報

【3月の求人・求職動向】

- ・ 新規求人数は一般で720人(前年同月比11.7%減)、パートで614人(前年同月比0.2%増)、全数では1,334人、対前年同月比6.6%減となり、有効求人数は一般で2,655人(前年同月比8.1%減)、パートで1,824人(前年同月比8.6%減)、全数では4,479人、対前年同月比8.3%減となった。
- ・ 新規求職者数は一般で521人(前年同月比2.4%減)、パートで290人(前年同月比10.2%減)、全数では811人、対前年同月比5.4%減となり、有効求職者数は一般で3,181人(前年同月比3.0%増)、パートで1,850人(前年同月比6.6%増)、全数では5,031人、対前年同月比6.0%増となった。
- ・ これにより、新規求人倍率は1.64倍と前年同月を0.03P下回り、有効求人倍率は0.89倍と前年同月を0.12P下回った。
- ・ 就職件数については176人、対前年同月比4.8%増であった。



■ 新規求人数	1,428	1,965	1,460	1,524	1,708	1,374	1,499	1,979	1,278	1,530	1,761	1,582	1,334
■ 新規求職者数	857	1,084	933	819	762	764	801	932	740	660	892	815	811
■ 紹介件数	1,078	960	927	1,132	895	898	956	1,108	1,044	867	1,090	1,259	1,099
■ 就職件数	168	185	183	173	169	165	157	180	185	176	163	172	176
▲ 新規求人倍率	1.67	1.81	1.56	1.86	2.24	1.80	1.87	2.12	1.73	2.32	1.97	1.94	1.64
◆ 有効求人倍率	1.01	0.92	0.88	0.91	0.89	0.89	0.88	0.91	0.89	0.91	0.92	0.95	0.89

最近の雇用情勢

令和6年3月(4月30日発行)

編集発行：ハローワーク王子 雇用情報コーナー

◆ 経済情勢 (令和6年4月23日内閣府公表の4月月例経済報告より)

【基調判断】——→ ・景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。(前月と同様)

【雇用情勢】——→ ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。(前月と同様)

◆ 雇用失業情勢 (令和6年3月分:4月30日総務省・厚生労働省・東京労働局公表)

【完全失業率】

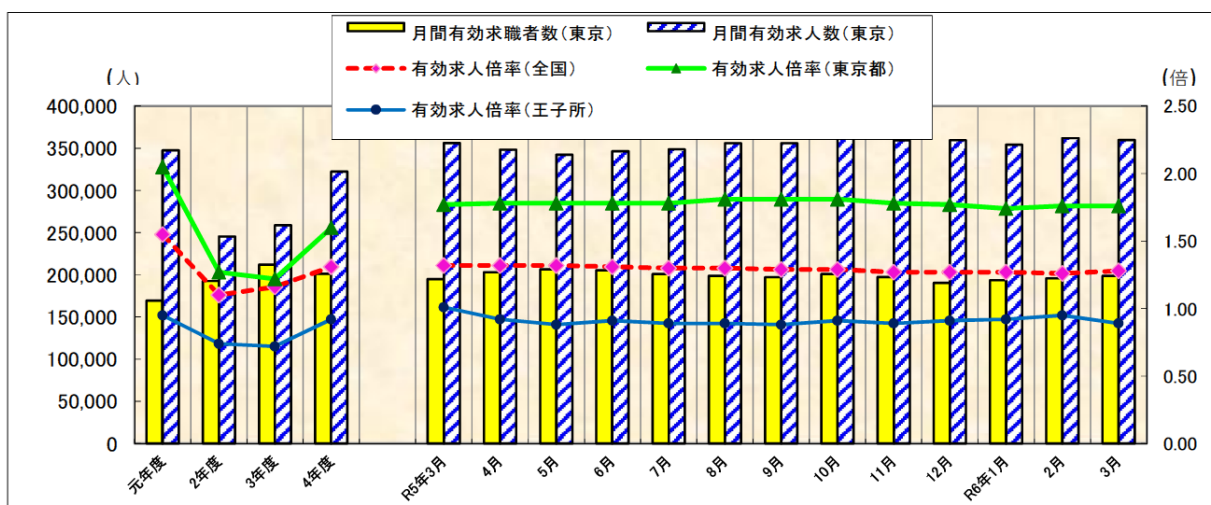
・全 国 (季節調整値) 2.6% (前月と同率)

【有効求人倍率】

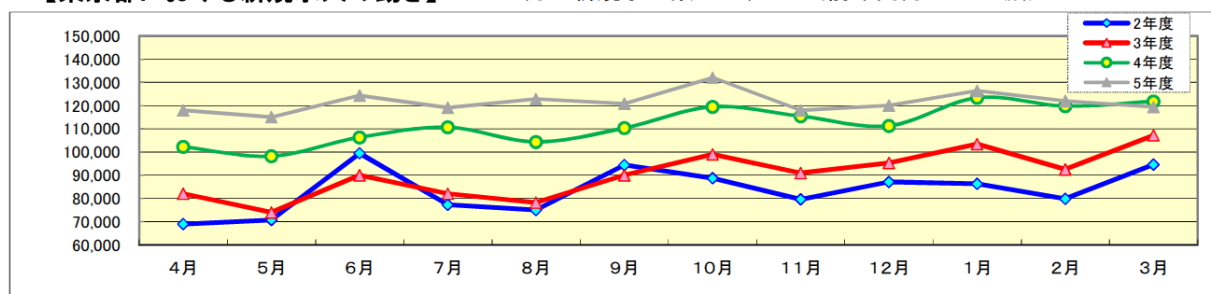
・全 国 (季節調整値) 1.28倍 (前年同月比-0.04P、前月比+0.02P)

・東京都 (季節調整値) 1.76倍 (前年同月比-0.01P、前月比±0P)

・王子所 (原 数 値) 0.89倍 (前年同月比-0.12P、前月比-0.06P)



【東京都における新規求人の動き】 ※3月の新規求人数 119,533人(前年同月比1.9%減)



【職種別の有効求人倍率】3月

フルタイム			職 種	パートタイム		
東 京	23 区	王 子		東 京	23 区	王 子
1.49	1.79	0.80	職業計	1.53	1.77	0.90
0.95	1.12	0.14	管理的職業	0.28	0.35	0.00
2.24	2.67	0.96	専門的・技術的職業	1.79	2.02	0.90
0.51	0.61	0.25	事務的職業	0.57	0.69	0.28
3.03	3.63	1.56	販売の職業	2.23	2.89	3.33
4.49	5.80	1.48	サービスの職業	5.94	6.75	1.69
13.61	16.93	12.59	保安の職業	15.15	20.33	7.43
0.89	0.91	0.00	農林漁業の職業	1.27	1.50	0.00
1.99	2.47	1.00	生産工程の職業	1.63	1.85	3.89
3.56	4.57	3.42	運輸・機械運転の職業	3.13	4.21	2.36
7.09	8.22	5.00	建設・採掘の職業	1.23	1.19	0.33
1.00	1.22	0.49	運搬・清掃等の職業	1.70	2.02	1.14
3.09	4.00	0.42	IT関連の職業	0.43	0.51	0.11
5.18	6.62	3.23	福祉関連の職業	5.34	7.18	3.10

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・従業員の待遇改善への対応はお済みですか？



令和6年度 厚生労働省 東京労働局 委託事業

東京働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料でご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



ワンストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- ☒ 時間外・休日労働、36 協定対応
- ☒ 就業規則の制定、見直し
- ☒ 育児・介護休業等諸規程の整備
- ☒ パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- ☒ 各種助成金の活用
- ☒ 人手不足、高齢者雇用対応

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般のご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、労務管理全般について、専門家が無料で以下の支援を行っています。

個別企業支援 訪問・オンライン

ご希望日に専門家が貴社を訪問
またはオンライン対応にて、
課題解決に向けた支援を行います。

電話・メール・ご来所 による相談

当センターにて、下記の
受付時間に、電話・メール・
ご来所による相談を行っています。

セミナー講師派遣 オンラインも可

各種のご要望に応じ、会場での
開催でも、オンラインでも
セミナー講師を派遣します。

東京働き方改革推進支援センター



<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

東京働き方改革推進支援センター

受付時間

平日 9:00 ~ 18:00

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-16-8

虎ノ門石井ビル 4 階

電話

0120-232-865

E-mail

tokyo@task-work.com

ファックス

03-6206-7046



裏面は、働き方改革等の課題の有無に関する自主点検票(アンケート)と、無料の企業支援(訪問またはオンライン)の申込票になっています。
FAX、E-mail、または QR コードからの Web フォームのいずれからでもお申込みいただけます。

いつまでも若々しく骨の健康を保つには

北地域産業保健センター 保健師 猿山淳子

あなたは自分の骨の状態を知っていますか？骨は骨格を構成する重要な組織です。成人の骨は206個の骨で成り立っており、内臓を保護する、体を動かす、体を支えるなどの働きがあります。

骨の内部では血液の主要な成分である赤血球、白血球、血小板が作られ、さらに体の細胞に必要なカルシウムの貯蔵庫としての役割を持っています。人の一生のうちで骨量が増えていくのは体が作られていく思春期までの成長期の間です。骨量は20歳ころまでにピークに達し40歳ぐらいまでは維持されますが、その後は徐々に減少していきます。そもそも骨が強いとはどのような状態か、骨の強度には「硬さ」・骨密度だけでなく「柔軟性」・骨質があり、硬さがあっても柔軟性がなければ衝撃が加わったときに折れやすくなります。硬さは骨密度、柔軟性・しなやかさは骨質で決まります。骨が強い状態とは骨密度が70%、骨質が30%関係しています。骨の半分はカルシウム、もう半分はたんぱく質（その9割はコラーゲン）でできています。骨質は年齢とともに低下しますが、骨を強くするためには骨の質を高めることが大切です。骨質の低下はコラーゲンの劣化にあるといわれています。食事や運動不足などの生活習慣も深くかかわっています

骨が衰え始めると骨の密度が低下し骨が小さくなると皮膚の土台がしぼむのでしわやほうれい線、たるみが目立ちます。このような顔面の骨密度の低下は40歳代から始まっています。下顎骨の骨密度低下は顕著で20-40歳代に比べて61歳以上は22%も低下することがわかっています。骨粗鬆症というと高齢者の病気と油断しがちですが働く世代から顔面骨の骨密度の低下を防ぐことが大切です。噛み応えのある食べ物をしっかりかむことで顔の骨にも刺激を与えることができます。

骨を丈夫にするために

- ① 運動で骨に刺激を与える 筋力・バランス力をつけて転倒からの骨折を防ぐ

毎日の生活の中で家事や仕事、趣味などを積極的に楽しみながら運動しましょう。

運動と同時に日光を浴びると皮膚の中でカルシウムの吸収を助けるビタミンDが作られます

- ② 食事、カルシウムの摂取です。牛乳や小魚、さらにビタミンDを含む青魚や骨の主成分であるコラーゲンの材料となるたんぱく質、骨を作る働きをするビタミンKをふくむ野菜や納豆なども取りましょう。

3食バランスよく食べる。女性は特に閉経後のホルモンバランスの変化によって骨密度が低下しやすくなります。若いうちから生活習慣を整え、骨粗鬆症予防をしていくことが大切です。

- ③ 今より10分多く体を動かすことで健康寿命の延伸や体力・筋力アップ、生活習慣病発症を低下させるなど健康づくりに役立つといわれています。身体活動は運動だけでなく生活活動も含まれます。無理に運動できない時は生活の中で意識的に階段を使うなど今よりトータル+10分多く体を動かしましょう。

〒114-0002 東京都北区王子2丁目16番11号 北区医師会館3階



さんぽくん

独立行政法人労働者健康安全機構 北地域産業保健センター

TEL/FAX 03(5390)3558

電話受付日： 火・水・木曜日 13:00~16:45

実施する産業保健サービスは無料です！

会 員 事 業 場 紹 介

事業場名 城北信用金庫
 本部所在地 東京都北区豊島1-11-1
 本店所在地 東京都荒川区荒川3-79-7
 創 立 大正10年5月31日
 事業内容 信用金庫法に基づく金融業
 常勤役員数 1,816人 ※令和6年3月現在
 沿 革



王子営業部

大正10年 5月31日 有限責任王子町信用組合 創立
 昭和26年10月20日 王子信用金庫に改組
 平成16年 1月13日 4金庫合併により城北信用金庫
 スタート

※王子信用金庫・日興信用金庫・太陽信用金庫・荒川信用金庫

平成26年10月17日 「北区おたがいさまネットワーク」に参加
 平成27年12月25日 「災害時における施設利用の協力に関する協定」を北区と締結
 令和 2年12月18日 消費者志向経営優良事例表彰「消費者庁長官表彰（特別枠）」受賞
 令和 5年 6月12日 中小企業支援に関する「業務連携・協働に関する覚書」を北区と締結

安全衛生の取り組み

弊庫では、職員の健康の保持増進と疾病の予防、および業務上の負傷の撲滅を目的に、産業医同席のもと衛生委員会を月1回実施し、職場の衛生環境等について情報共有や調整、審議にて適時適切な措置を行い、健康管理と職員の意識の向上を図っております。

主な取り組みとしては

1. 職場の安全衛生と作業環境の確保

事業所内安全衛生点検（各部室店 衛生管理者（推進者）より四半期毎の報告）

2. 健康管理

職員採用している看護師を中心とした産業保健スタッフによる健康診断実施から健診結果の管理。
 本部建物に健康相談室を設け、心や体の健康相談、産業医面談、外部カウンセラーによるカウンセリングの実施

3. 教育

メンタルヘルス研修や、ハラスメント研修、その他労働基準監督署主催の講習会等への参加

4. 健康経営に関する取り組み

信用金庫健康保険組合との連携による、健康指導（特定保健指導）受診への積極的参加への促し

5. 24時間利用可能な外部相談窓口の設置

相談窓口の対応者は、カウンセラー、看護師、弁護士、税理士等、あらゆる悩みや困りごとなど、カウンセリング以外にも弁護士等の専門家からのアドバイスを受けることができる体制作り

その他、新たな取り組みとして「心身の健康管理の一環としての年次有給休暇の取得推進」を計画し、より良く働きやすい環境づくりを目指し邁進してまいります。



都 電（当庫広告入り）

協会だより 2月～5月の主な事業活動

2月

- ◆ 2・5 会報第255号発行
(王子労働基準協会支部)
- ◆ 2・17 就業規則関連セミナー
～3・12 (上野、足立荒川支部と共催)

3月

- ◆ 3・14 第256号会報編集会議

4月

- ◆ 4・9 新入社員等安全衛生教育講習
～10 (上野、足立荒川支部と共催)

5月

- ◆ 5・14 第1回正副支部長会議・幹事会
- ◆ 5・23 令和6年度 支部定期総会
(北とびあ スカイホール)
- ◆ 5・27 第1回安全衛生合同部会

編集後記

総務部会 幹事 市川 俊秀
(社会保険労務士法人 市川・鎭木事務所)

新入社員も職場に慣れ、研修から戦力になる頃です、一方五月病と言われ、大型連休明け、退職者が増加するときです、「希望職務ではない」「給与が安い」「人間関係が悪い」労働環境に対する理由が多いのですが、「行きたくない」「つらい」「もう無理」など精神的な理由も増えています。退職に際しては、各会社は就業規則等により退職日の1～2か月前に退職届の提出し承認を受ける、業務の引継ぎを行う等ルールを定めていますが、実際は民法により「退職日の2週間前に申し出る」とだけあり、さらにその2週間の出勤義務もありません、退職を決めた社員を無理やり勤務させる事は困難であり、会社にも良い事はありません。働く権利を守る為、不当解雇の禁止や30日前の解雇予告義務など多くの法律がありますが、辞める権利(?)を妨げる法律は事実上無いのです。連休明けの退職が今年は特に多いと聞いています。その1つの要件に「退職代行業(サービス)」の存在があるようです。退職したいが会社に言えない、言いづらい人にとって非常に便利な方法です、代行会社に依頼すれば(お金を払えば)会社や上司に直接申し出る事無く退職手続きが進みます。5/7の1日だけで百数十の委託を受けた代行会社もあったようです。

以前から・当日は通常どうり勤務したが退勤後机の上に退職届が置いてあった。

- ・親族(親や兄弟)から退職の申し出があったが本人の意思が確認できない。
- ・無断欠勤が続き、会社は電話、郵便、訪問の連絡を図ったが対応されず数日後会社からの貸与物が送られてきて、引継ぎは一切なかった。

など手続きに則らない退職もありますが、退職代行会社との対応に苦慮している会社も多いことと思われます。退職代行は運営元により大きく分けて「民間型」「労働組合理型」「弁護士型」の3つで委託内容も・退職届の提出代行だけから、諸々の法律上権利を会社と交渉迄様々で、代行料金は1～10万円で25,000～30,000円が多いようです。

代行委託理由は・上司が怖くて言えない。・業務引継を強要される。・強く引き止められたり、退職日を伸ばされる。が上げられますが「お金さえ払えばいいから簡単」が現実のようです。「少子化」「労働人口の減少」が続き、売手市場となっており「辞めてもすぐ次が見つかる」が根底にあり会社にとって社員の確保、維持は今後も大きな問題です。

「もう無理」の「もう」の期間は人によりますが1ヶ月で退職を決断される程のブラック企業がそんなに多いのか?本人の性格・体質なのか?は判断の難しいところです。

退職代行業の良し悪しは判断が分かれています、本人が申し出て会社が承認の円満退職がベストですが、精神や健康に害するほどとなれば代行業の存在も1つなのかと考えます。ただ退職は本人にとって人生の重大事項であることは基より会社にとっても本人にとっても「法律問題」であることの認識は必要です。

会社は新入社員の3割以上は3年以内に退職する現状の中で社員の退職は避けられませんが、退職の申し出を会社に直接言える環境は整えておきたいものです。

響きあう心、ずっと、ずっと

私たちは、感性を磨き、互いに思いやり、協調し、邁進します。
期待される私であるために、期待される会社であるために。



図書印刷株式会社

〒114-0001 東京都北区東十条3-10-36

TEL 03(5843)9700

URL <https://www.tosho.co.jp/>

未来を見据えて 進化し続ける

創業以来 100 余年、
教科書、教育関連図書づくり一筋に、
深く日本の教育・文化に携わってまいりました。
教育の印刷を軸として、
さらに情報化社会への新しい道を切り開き、
新たな展開を目指していきます。

教育の印刷・信頼の技術

株式会社リーブルテック

【本社】〒114-0004 東京都北区堀船 1-28-1 tel : 03-3927-6411
【工場】〒347-0004 埼玉県加須市古川 2-3-1 tel : 0480-68-4761
<https://www.livretex.co.jp/>



BREAK
THROUGH

史上最強の私、
始まる



夢をかなえるパートナー

城北信用金庫

会いたいをつなぐ。

いつでもつながれる。

そんな時代だからこそ、
会うことを大切にしたい。
誰かの会いたいをささえたい。

街と街をつなぐことは、
人と人との想いをつなぐことだから。

行きたかったあの場所へ。
会いたかったあの人のもとへ。

私たちは今日も走りつづけます。

JR東日本



今日も、誰かの大切な一日を乗せて。

